

議案第33号

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町条例第 号

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和28年三朝町条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。)に改める。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類) 第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に定めるところによる。 (1) <u>防疫作業</u> に従事する職員の特殊勤務手当 (2) 略 (3) 略 (4) 略	(特殊勤務手当の種類) 第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に定めるところによる。 (1) <u>町税事務職員の特殊勤務手当</u> (2) <u>選挙及び町の指定調査に関する事務に従事する職員の特殊勤務手当</u> (3) <u>医療業務</u> に従事する職員の特殊勤務手当 (4) 略 (5) 略 (6) <u>拠出制国民年金業務に従事する職員の特殊勤務手当</u> (7) 略

(5) 略

(防疫作業従事職員の特殊勤務手当)

第3条 略

(結核患者指導業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第4条 結核患者指導業務に従事する職員の特殊勤務手当は、結核患者の家庭を訪問し結核患者の療養指導に従事する保健師に対して支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき1,000円とする。

(特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当)

(8) 略

(町税事務職員の特殊勤務手当)

第3条 町税事務職員の特殊勤務手当は、町税事務を所管する課の職員が、納税義務者又は特別徴収義務者を訪問し、その者に直接接して行う町税の徴収事務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が事務に従事した日1日につき1,000円とする。

(防疫作業従事職員の特殊勤務手当)

第4条 略

(選挙及び町の指定調査に関する事務に従事する職員の特殊勤務手当)

第5条 選挙に関する事務(選挙執行のため投票、開票、選挙会、選挙公報及び入場券の配布、立候補者氏名掲示、選挙ポスターの貼付、選挙演説会等の事務を総称する。)及び町の指定調査事務等に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の事務に従事する職員の特殊勤務手当の額は、その都度予算の範囲内で町長が定める額とする。

(特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当)

第5条 略

(行旅死病人の救護等に従事する職員の特殊勤務手当)

第6条 略

(下水道業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第7条 略

(雑則)

第8条 略

第6条 略

(結核患者指導業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第7条 結核患者指導業務に従事する職員の特殊勤務手当は、結核患者の家庭を訪問し結核患者の療養指導に従事する保健師に対して支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき1,000円とする。

(抛出制国民年金業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第8条 抛出制国民年金業務に従事する職員の特殊勤務手当は、抛出制国民年金の保険料の徴収のため出張し、徴収事務に従事した時間が1日につき3時間を超えたときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1日につき当該職員の受ける給料月額 $\frac{21}{100}$ の $\frac{1}{20}$ の割合を乗じて得た額とする。ただし、支給月額は、当該職員の給料月額の $\frac{100}{10}$ を超えてはならない。

(行旅死病人の救護等に従事する職員の特殊勤務手当)

第9条 略

(下水道業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第10条 略

(雑則)

第11条 略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。